



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *52 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人事課) 2
*53 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) 2

○ 告示

- 414 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 2
415 " (") 3
416 " (") 3
417 " (") 3
418 " (") 4
419 " (") 4
420 " (") 5
421 " (") 5
422 " (") 5
423 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 6
424 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 6
425 生活保護法による指定施術機関の廃止 (") 6
426 生活保護法による医療機関の指定 (") 7
427 生活保護法による介護機関の指定 (") 7
428 生活保護法による施術機関の指定 (") 8
429 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 8
430 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (") 8
431 紀の川用水土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 9
432 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 9
433 公共測量の終了 (技術調査課) 9
434 " (") 9
435 " (") 9
436 " (") 10
437 都市計画の変更 (都市政策課) 10
438 " (") 10
439 " (") 11
440 " (") 12
441 " (") 12
442 " (") 13
443 港湾隣接地域の変更 (港湾空港振興課) 13
444 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 15

○ 人事委員会告示

- 6 平成28年度和歌山県職員採用I種試験の実施 15

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧

(都市政策課) 20

和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付

(総務事務集中課) 20

規 則

和歌山県規則第52号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

和歌山県規則第53号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第414号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町

- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで

- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第415号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・上古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・上古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢・上古沢の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第416号

和歌山県新宮市熊野川町宮井・四滝の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月26日から平成27年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町宮井・四滝の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町宮井・四滝の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第417号

和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町田・中の各一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第418号

和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第419号

和歌山県海草郡紀美野町田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年10月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町田の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第420号

和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成27年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町中の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第421号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年3月31日

和歌山県告示第422号

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月20日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区

5 認証年月日

平成28年3月31日

和歌山県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩齒新 6-26	おち齒科	岩出市中島601-4	平成 27.12.31

和歌山県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社ふれんど	岩出市岡田844-1	訪問介護ステーション元気	岩出市岡田844-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27.4.30
株式会社ふれんど	岩出市岡田844-1	ケアプランセンター青空	岩出市岡田844-1	居宅介護支援	平成 27.4.30
株式会社神野々北デイサービス	橋本市神野々308-1	城之内デイサービス	橋本市野236-2	通所介護・介護予防通所介護	平成 27.6.16
株式会社神野々北デイサービス	橋本市神野々308-1	城之内ケアプランセンター	橋本市野236-2	居宅介護支援	平成 27.6.16
合同会社スマイル	新宮市蓬莱三丁目2-27	介護サービススマイル	新宮市徐福一丁目7-21	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成 28.2.15
株式会社サザンクロス	有田市野699	サザンクロスかいなん	海南市日方1271-75	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 28.2.29

和歌山県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があつ

たので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
岩あ新 3-27	村上定幸	KEiROW岩出中央ステーション（あん摩・マッサージ） 岩出市西野148-1 ミムラビル3F	平成 28. 3. 22

和歌山県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩歯新 15-27	医療法人越智会おち歯科	岩出市中島601-4	平成 28. 1. 1
西訪新 8-27	訪問看護ステーションピースフル	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	平成 28. 2. 24
橋歯新 31-27	CURE dental office	橋本市あやの台一丁目44-3	平成 28. 3. 1

和歌山県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社紀南酸素溶材店	新宮市神倉二丁目9-8	株式会社紀南酸素溶材店愛らんど紀南	新宮市神倉二丁目9-8	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売	平成 27. 12. 5
殿最圭祐	紀の川市北志野374	みふく薬局	紀の川市桃山町元361-1 第一ビル1F	居宅療養管理指導	平成 28. 2. 8
合同会社スマイル	新宮市蓬萊三丁目2-27	介護サービススマイル	新宮市蓬萊三丁目2-27	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成 28. 2. 15
株式会社神野々北デイサービス	橋本市神野々308-1	神野々北デイサービス	橋本市神野々308-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 28. 3. 1

株式会社神野々北デ イサービス	橋本市神野々308-1	神野々北ケアプラン センター	橋本市神野々308-1	居宅介護支援	平成 28.3.1
殿最圭祐	紀の川市北志野374	みふく薬局	紀の川市桃山町元36 1-1 第一ビル1F	介護予防居宅療養 管理指導	平成 28.4.1

和歌山県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
日柔新 3-27	上野蒔人	御坊のぞみ整骨院（柔道整復） 日高郡美浜町田井426-1	平成 27.10.9
御柔新 3-27	由良哲三	朝日整骨所（柔道整復） 御坊市菌146-1	平成 28.2.12
紀は新 7-27	稻生麻由	大阪府貝塚市半田423-10（はり・きゅう）	平成 28.3.1
岩あ新 5-27	村上定幸	岩出市中迫602-8（あん摩・マッサージ）	平成 28.3.22

和歌山県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012300 434	介護センターこ ころ	新宮市清水元2-2-1 8	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社こころ	新宮市清水元2-2-1 8	平成 28.3.31

和歌山県告示第430号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
河合将紀	整形外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 28.3.31

倉本朋未	泌尿器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 28. 3. 31
谷口文崇	消化器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 28. 3. 31

和歌山県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成28年3月24日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 裕人三 橋本市高野口町大野438番地

和歌山県告示第432号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年4月6日に認可した。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第77号	橋本市南馬場字西立石713-22外2筆

和歌山県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（総合計画）
2 作業期間 平成27年8月24日から平成28年3月25日まで
3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

和歌山県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきすさみ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成及び数値地形図作成）
2 作業期間 平成26年11月4日から平成28年3月31日まで
3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町全域

和歌山県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきすさみ町長か

ら公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (MMS測量)
- 2 作業期間 平成26年12月8日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町全域

和歌山県告示第436号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきすさみ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 数値地形図作成 (地図情報レベル2, 500)
数値地形図作成 (地図情報レベル5, 000)
- 2 作業期間 平成27年7月7日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町全域

和歌山県告示第437号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路 (3・2・5号松島本渡線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市吉原字広田
広原字川越
冬野字樋ノ浦、三ツ又、所鷹、前田、中野
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第438号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路 (3・2・6号南港山東線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市西浜字中川向之坪

西小二里二丁目
西浜一丁目、西浜二丁目、西浜三丁目
関戸一丁目
新高町
松ヶ丘二丁目、松ヶ丘三丁目
吉礼字事ヶ谷、中彦地、芝本、五郎山

追加した部分

和歌山県和歌山市吉礼字坂本

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路

- 3・4・101 黒江且来線（廃止）
- 3・4・101 琴ノ浦冷水線
- 3・6・102 黒江線（一部廃止）
- 3・3・103 船尾名高線（一部廃止）
- 3・4・104 日方大野中線（一部廃止）
- 3・4・108 築地木津線
- 3・6・110 黒江築地線
- 3・3・113 岡田大野中線（一部廃止）
- 3・5・117 竜部田津原線
- 3・4・118 大野中重根線
- 3・6・121 木津沖野々線
- 3・6・122 国道42号有田海南道路
- 3・6・123 国道42号有田海南道路

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県海南市船尾字居村浜、一本松

黒江字北裏、尾山、新田、裕子、蛭池、室山、牛淵
岡田字横山、町田、庄境、番匠、丁田、大坪、榎ヶ坪、深田、前田、尻神、水丁、榎本、下佃、上佃、里神前、西中垣、池ノ浦、中垣、ヒワザキ、弁天、垣添
且来字城ノ内、石丁、樋詰
大野中字馬場、竹ノ鼻、平松、高畑、牛神、南ノ前、細工谷
幡川字鳥居田、池ノ谷
名高字浜町
鳥居字北代、西川添、慶権時谷、丹桑、道ノ上
藤白字有田屋浜

変更した部分

和歌山県海南市船尾字矢ノ島、中浜

黒江字南之町、西之町、小坂、横山、桑田

岡田字ケチデン、大手洗、楠田

大野中字宮ノ前、下八反田、庄司垣内、八幡

幡川字藤原

名高字赤倉、里中

鳥居字船津、出口、北浦

藤白字小茶屋、橋詰

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画道路（3・5・1号神野々真土線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県橋本市神野々字竹之垣内、下長毛

3 都市計画の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画道路（3・5・25号吉原神野々線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県橋本市神野々字竹之垣内、東竹鼻、下戸津井谷

吉原字東尾、下平、平岸

削除した部分

和歌山県橋本市神野々字西中山、大池尻

吉原字東谷

3 都市計画の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画道路

Ⅱ・3・4 島之内宮川線（廃止）

3・4・1 横貫別所線

3・5・2 湯浅港大宮通線

3・5・3 湯浅港青木線

3・5・4 湯浅港別所線（一部廃止）

3・6・5 紀伊湯浅駅大宮通線

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県有田郡湯浅町別所字南代、南川原

変更した部分

和歌山県有田郡湯浅町湯浅字島ノ内、中川原、元本町、道町、宮川、南道

別所字南柳井

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第443号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、和歌山下津港（海南港区）の港湾隣接地域（昭和57年和歌山県告示第438号）を次のとおり変更する。

平成28年4月15日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港（海南港区）港湾隣接地域

- | | | |
|------|-----------------|---------------------|
| 基点1 | 北緯34度09分26秒7305 | 東経135度11分45秒0888の地点 |
| 基点2 | 北緯34度09分27秒4969 | 東経135度11分47秒1571の地点 |
| 基点3 | 北緯34度09分26秒4301 | 東経135度11分47秒3918の地点 |
| 基点4 | 北緯34度09分24秒1798 | 東経135度11分38秒2585の地点 |
| 基点5 | 北緯34度09分24秒2458 | 東経135度11分36秒7379の地点 |
| 基点6 | 北緯34度09分24秒8074 | 東経135度11分33秒6886の地点 |
| 基点7 | 北緯34度09分20秒9650 | 東経135度11分14秒4054の地点 |
| 基点8 | 北緯34度09分20秒4708 | 東経135度11分12秒5405の地点 |
| 基点9 | 北緯34度08分54秒2799 | 東経135度11分03秒9331の地点 |
| 基点10 | 北緯34度08分53秒9443 | 東経135度11分07秒1792の地点 |
| 基点11 | 北緯34度08分56秒7253 | 東経135度11分54秒8187の地点 |
| 基点12 | 北緯34度08分58秒1027 | 東経135度11分57秒7790の地点 |
| 基点13 | 北緯34度09分04秒6598 | 東経135度12分03秒6769の地点 |
| 基点14 | 北緯34度09分06秒3309 | 東経135度12分04秒2670の地点 |

基点15	北緯34度09分10秒9830	東経135度12分04秒0087の地点
基点16	北緯34度09分11秒5811	東経135度12分02秒4253の地点
基点17	北緯34度09分23秒8188	東経135度12分01秒6382の地点
基点18	北緯34度09分23秒8900	東経135度12分02秒8455の地点
基点19	北緯34度09分24秒7883	東経135度12分01秒8290の地点
基点20	北緯34度09分26秒9472	東経135度12分00秒6552の地点
基点21	北緯34度09分26秒9978	東経135度12分02秒1766の地点
基点22	北緯34度09分26秒8505	東経135度12分13秒8048の地点
基点23	北緯34度09分29秒3691	東経135度12分14秒1116の地点
基点24	北緯34度09分31秒4459	東経135度12分14秒1653の地点
基点25	北緯34度09分31秒4274	東経135度12分15秒4556の地点
基点26	北緯34度09分29秒2629	東経135度12分15秒4768の地点
基点27	北緯34度09分28秒7145	東経135度12分15秒7123の地点
基点28	北緯34度09分27秒5623	東経135度12分17秒2488の地点
基点29	北緯34度09分26秒4325	東経135度12分17秒3902の地点
基点30	北緯34度09分26秒6761	東経135度12分19秒4155の地点
基点31	北緯34度09分25秒2121	東経135度12分19秒2292の地点
基点32	北緯34度09分23秒0437	東経135度12分14秒3793の地点
基点33	北緯34度09分22秒9293	東経135度12分08秒1645の地点
基点34	北緯34度09分21秒1078	東経135度12分06秒0747の地点
基点35	北緯34度09分05秒8570	東経135度12分06秒9983の地点
基点36	北緯34度09分05秒3598	東経135度12分09秒3751の地点
基点37	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点38	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点39	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点40	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点41	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点42	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点43	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点44	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点45	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点46	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点
基点47	北緯34度09分10秒4943	東経135度12分43秒7783の地点
基点48	北緯34度09分09秒6978	東経135度12分42秒3048の地点
基点49	北緯34度09分05秒7349	東経135度12分42秒0153の地点
基点50	北緯34度09分05秒3638	東経135度12分37秒0183の地点
基点51	北緯34度09分05秒2678	東経135度12分36秒1892の地点
基点52	北緯34度09分05秒1168	東経135度12分34秒5152の地点
基点53	北緯34度08分58秒1469	東経135度12分35秒0579の地点
基点54	北緯34度08分57秒5641	東経135度12分36秒8256の地点
基点55	北緯34度08分56秒9264	東経135度12分36秒5179の地点
基点56	北緯34度08分57秒5500	東経135度12分34秒2223の地点
基点57	北緯34度09分00秒1872	東経135度12分17秒7894の地点
基点58	北緯34度09分00秒1179	東経135度12分16秒6995の地点

基点59 北緯34度08分59秒6285 東経135度12分08秒4045の地点
 基点60 北緯34度08分49秒3238 東経135度11分58秒3221の地点
 基点61 北緯34度08分37秒6321 東経135度12分00秒1384の地点
 地域の表示
 基点1から基点61まで順次結んだ線及び水際線に囲まれた陸域

和歌山県告示第444号

平成28年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成28年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
42,694,128円（うち消費税及び地方消費税の額3,162,528円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月19日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成28年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成28年4月15日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成28年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	47人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		10人程度	警察本部等における事務

情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務
情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
総合土木職	10人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	3人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
電気職A	1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
電気職B	1人程度	警察本部等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職	1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	5人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	3人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	1人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識職	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

イ 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成28年6月26日（日）	和歌山市 田辺市	平成28年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	<p>【一般行政職特別枠以外の試験区分】 （個別面接①、論文試験、適性検査）平成28年7月下旬の指定する1日 （個別面接②、集団討論）平成28年8月下旬の指定する1日 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。</p>	和歌山市	平成28年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

	<p>【一般行政職特別枠】 (論文試験、適性検査) 平成28年7月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成28年8月上旬の指定する1日</p>		
--	--	--	--

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野 (社会科学、人文科学及び自然科学) 30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野 (文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈) 25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (択一式) 40題を全問必須解答とする。 ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 なお、情報職は、記述式及び択一式試験とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1200字程度)	1時間30分
	面接試験	1800点	人物、能力、性格等についての個別面接 (2回) 及び集団討論 ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	120点	前記 (1) の第1次試験 教養試験と同内容	2時間30分
	専門試験 (択一式)	180点	前記 (1) の第1次試験 専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記 (1) の第2次試験 論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	
	適性検査		前記 (1) の第2次試験 適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試

験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
情報職 A・B	数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職 A・B	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、応用微生物学、衛生等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を別途、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験証明書類」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等を同封すること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局串本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
わかやま紀州館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年4月25日（月）午前10時から同年5月27日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年4月25日（月）から受付を開始し、同年5月27日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成29年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、183,300円（平成28年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出る。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成28年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合は、この申請を行うことができない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては法人税に係る徴収金を完納していること。

(7) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に係る徴収金を完納していること。

(8) 申請日現在において、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(9) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(10) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請書等

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限るものとする。

(1) 申請添付書類

- ア 法人にあつては、登記事項証明書
- イ 個人にあつては、住民票
- ウ 印鑑証明書
- エ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- オ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書
- カ 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に未納がないことを確認できる納税証明書
- キ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ク 入札に参加を希望する営業種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- ケ 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績があることを示す書類
- コ 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書の提出については、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）によるものの提出を含むものとする。この場合において、申請添付書類は、電子調達システムにより出力される申請書提出に係る確認書に添付し、提出しなければならないものとする。

4 申請書等の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムを利用して申請書を提出する場合は、それに係る確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関のいずれにおいても配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）とする。

ア 平成28年5月2日（月）から同月31日（火）まで

イ 平成28年11月1日（火）から同月30日（水）まで

ウ その他知事が必要と認める期間

(2) (1) の規定にかかわらず、競争入札についての公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該競争入札の公告の期間内において、特に知事が定める期間内に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)に規定する申請書及び申請添付書類の提出先は和歌山県会計局総務事務集中課とする。

6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日（原則として、5の(1)のアの期間に提出されたものについては平成28年8月1日とし、5の(1)のイの期間に提出されたものについては平成29年2月1日とする。）から平成30年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類 (品目等) 例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品 (画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類 (一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。) 等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙 (再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙 (再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム (再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム (医療用を除く。) 等
16	什器	鋼製什器 (書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器 (応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等

18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等

37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート (プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス (机上ガラスを除く。) 等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器 (心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等)、検体検査用機器 (血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器 (人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器 (X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器 (麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)

55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
57	医療用フィルム	X線フィルム(現像用材料含む。)等 (必要な届出等を行っていること。)
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (必要な届出等を行っていること。)
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等 (毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)、その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物(印刷機(設備)を保有(リースを含む。))していること。)
68	—	—
69	—	—
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 (必要な届出等を行っていること。)

74	清掃用品取り替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)

別表2

申請書等を受け付ける県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達
警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達